

みんなで支える制度 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度とは 問合せ 保険年金課 ☎(43) 1111 内線147、197
75歳以上(65歳～74歳は一定の障がいのある人)が対象の医療保険。高齢者が安心して医療を受けることができるように、埼玉県後期高齢者医療広域連合が運営し、幸手市は市民に身近な窓口業務などを担っています。

後期高齢者医療保険料の納付
後期高齢者医療制度では、前年の所得などに応じて、4月～翌年3月の1年間の保険料を算定します。7月中旬に令和8年度分の納付通知書などを、被保険者あてに郵送します。

令和8年度の後期高齢者医療保険料率

医療分	
均等割額	52,370 円
所得割率	9.49%
賦課限度額	上限 850,000 円

子ども・子育て支援納付金分	
均等割額	1,330 円
所得割率	0.25%
賦課限度額	上限 21,000 円

◎所得の少ない世帯に属する人は、所得金額に応じて均等割額の軽減措置が設けられています。

保険料額の算定方法 ※子ども分＝子ども・子育て支援納付金分。

医療分	均等割額 52,370 円＋所得割額（課税対象所得（※）×9.49%）
子ども分	均等割額 1,330 円＋所得割額（課税対象所得（※）×0.25%）

医療分＋子ども分＝年間保険料額

※課税対象所得とは、前年の総所得金額などから43万円の基礎控除を差し引いた残額。（合計所得金額が2,400万円までの場合）

保険料の納付方法
保険料は、普通徴収（納付通知書納付、口座振替）または、介護保険料とともに特別徴収（年金天引き）します。
※75歳到達年度や市外から幸手市に転入した年度の保険料は、普通徴収（納付通知書納付、口座振替）。
※納付には納め忘れのない「口座振替」が便利です。希望者は、納付通知書に記載の金融機関または市役所窓口で納付通知書、通帳、届出印、キャッシュカード、本人確認書類を持参の上、手続きをしてください。
※国民健康保険税を口座振替で納めていた人も、改めて口座振替の手続きが必要です。（自動で口座振替に切り替わりません）

後期高齢者医療資格確認書（ピンク色）
現在交付している資格確認書の有効期限は、**7月31日まで**です。令和9年7月31日まで有効な資格確認書は次のとおり送付します。
□ **85歳以上の人**…マイナ保険証の保有の有無にかかわらず全員に資格確認書を送付。
□ **75歳以上84歳以下の人**…マイナ保険証を保有している場合は資格情報のお知らせ、保有していない場合は資格確認書を送付。
※資格情報のお知らせおよび資格確認書は7月31日までに郵送されます。
古い資格確認書は保険年金課に返却、または個人で処分をお願いします。

資格確認書への限度区分の併記記載
入院や外来診療により、同一月内における同一医療機関での医療費が高額になる場合には、限度区分が併記された資格確認書を事前に医療機関に提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までとなり、月々の負担が軽減されます。また、住民税非課税世帯の人は、食事代の負担が軽減されます。
なお、マイナ保険証の活用で、事前申請が不要になります。
※新たに限度区分の併記を希望する人は、保険年金課で手続きをしてください。

子ども・子育て支援金制度
子ども・子育て世帯向けの給付に必要な費用に充てるため、子ども・子育て支援金制度が創設されました。これにより、令和8年度から、子ども分（子ども・子育て支援納付金分）を従来の医療分の保険料とあわせて納付していただきます。

社会全体で支える制度 介護保険制度

介護保険制度とは 問合せ 介護福祉課 ☎(42) 8444
介護が必要になっても、高齢者が地域で安心して暮らしていけるように、社会全体で支える制度です。保険料や税金を財源とし、介護が必要な人は、費用の一部を負担することで介護サービスを利用できます。

保険料の納付方法
前年の所得などに応じて、4月から翌年3月までの1年間の保険料を算定しています。7月中旬に令和8年度の納付通知書などを、被保険者あてに郵送します。

▼普通徴収（納付書納付・口座振替）	▼特別徴収（年金天引き）
納期…7月から翌年2月までの毎月(全8回)	納期…年金受給月
納付方法…納付通知書で、最寄りの金融機関などで納付 ※コンビニでは納付できません。	(4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月の全6回)
※納付には納め忘れのない「口座振替」が便利です。 希望者は、納付通知書に記載の金融機関または市役所窓口で、納付通知書、通帳、届出印、キャッシュカード、本人確認書類を持参の上、手続きをしてください。	対象…次の要件すべてに該当する人 ①令和8年4月1日現在、市内在住65歳以上の人 ②老齢・退職年金、遺族年金または障害年金の年金受給額が年額18万円以上の人 ※65歳になった、幸手市に転入した年度は普通徴収。

令和8年度の所得段階別介護保険料	介護保険料	介護保険負担割合証が新しくなります
基準額61,500円(年額)をもとに、所得状況に応じて13段階に分かれます。 所得段階第1～3段階(市民税非課税世帯)の人の保険料を引き続き軽減しています。	 詳細はこちら!	現在交付している負担割合証の適用期間は7月31日までです。 8月からの新しい負担割合証は7月下旬に郵送します。

～住み慣れた幸手で安心して暮らし続けるために～

地域密着型サービス事業者 募集!

問合せ 介護福祉課 ☎(42) 8444

市ではすでに15か所の地域密着型サービス事業所が整備されていますが、サービスをさらに充実するために、令和10年3月までに市内で事業を開始する事業者を公募します。
応募資格などの詳細は、市ホームページをご覧ください。

～地域密着型サービスとは～
介護が必要になった人ができる限り住み慣れた自宅や地域で安心して生活続けられるよう創設された介護保険のサービス。規模の小さい事業所がサービスを提供するため、利用者のニーズにきめ細かく応えられる。

◇利用できる人は？
原則として幸手市内に住所がある人（幸手市被保険者）

【公募事業所】
看護小規模多機能型居宅介護：1か所
退院後の在宅生活への移行支援や、家族の休息のための支援（レスパイトケア）を行い、利用者や家族のニーズに応じて、医療行為も含めた「通い」、「泊まり」、「訪問看護・介護」を組み合わせたサービスを提供します。

【応募受付期間】
令和8年9月1日（火）～10月30日（金）
※個別相談・質問も随時受け付けています。

【応募方法】
予約の上、介護福祉課へ書類を持参してください。

【選考方法】
書類審査（必要に応じてヒアリングを実施）

【公募要項・応募書類の配布】
介護福祉課窓口または市ホームページからダウンロード可能

詳細はこちら!

【開設に向けた支援】
選定された事業者には、埼玉県の補助を活用した「幸手市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金」を交付します。（県、市の審査、予算により決定）